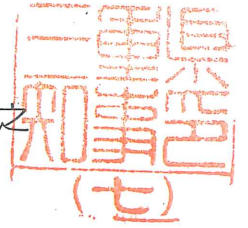


賀地防第 3070 号の 2
令和 3 年 12 月 14 日

近畿環境サービス株式会社
代表取締役 望田 昭博 様

三重県知事 一見 勝之



三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設の認定について（通知）

令和 3 年 11 月 9 日付けで申出のありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 施設の所在地
三重県名張市上比奈知字松尾2620-5、2620-8、2631-1、2637-1、2638-1、
2638-2、2639-1、2640、2641、2642、2665-1、2683-1
- 2 産業廃棄物の種類
汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、
動植物性残さ
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 3 産業廃棄物の処分の方法
発酵（堆肥化）
- 4 認定期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

事務担当
伊賀地域防災総合事務所
環境室環境課 中村
TEL:0595-24-8078
FAX:0595-24-8010